



野犬掃とうの実施について

留寿都村畜犬取締及び野犬掃とう条例（平成4年留寿都村条例第8号）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり野犬掃とうを実施するのでお知らせします。

下記の実施期間中においてけい留されていない犬については、人や家畜に危害を及ぼすおそれがあるため、捕獲し処分を行う場合がありますので、飼い主の方は、飼い犬のけい留の徹底についてご協力をよろしくお願いします。

記

1. 実施期間 自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日
2. 実施区域 留寿都村全域
3. 実施方法 捕獲及び処分

（お問い合わせ先）

留寿都村役場住民福祉課 ☎ 0 1 3 6 - 4 6 - 3 1 3 1